

輝き市民サポートセンターの事業

- 活き活き遊ぼう、市民活動サポート
講座「かがやき」
市内で実際に市民活動をしている方を講師に招き、身近な活動の例を紹介しながら、市民活動の理解と参加のきっかけづくりを図ります。
- 日時 12月10日(土)午前10時30分～正午
- 講師 ▶小野豊氏「福生アマチュアマジッククラブ」マジックを通じてボランティア活動 ▶小林勲生氏「悠楽会」老後の人生を健康で生きがいのあるものに
- ▶野村亮氏「N P O 法人自然環境アカデミー」環境保全・社会教育に取組む
- 場所 輝き市民サポートセンター(チャラリー4階)※当日の参加も可
- 市民活動「はじめの一歩」相談コーナー N P O、ボランティア活動に関する相談のほか、N P Oの設立、組織の運営・マネジメントの手法などの相談。
- 日時 11月26日(土)午後1時30分～4時30分
- 場所 輝き市民サポートセンター※直接ご来場ください。
- 問合せ 輝き市民サポートセンター ☎ 551-0166 受付時間午前10時～午後10時(月曜日を除く)



■告示の内容
これまで、横田飛行場に係る第一種区域等の見直しについて、市広報等を通じてお知らせしてきましたが、第一種区域等の指定及び指定解除を10月20日に行い、官報で告示しました。

区域の指定は、告示の日から適用となります。指定解除(縮小)する区域には、経過措置期間を設け、解除(縮小)する区域には、経過措置期間(平成19年4月30日まで)内に工事の申し込みをされた場合は、従来の住宅防音工事を行います。

▼住宅防音工事

■縮小区域の経過措置

今回の見直しにより縮小される第一種区域内にお住まいの方で、次の住宅については、経過措置期間(平成19年4月30日まで)内に工事の申し込みをされた場合は、従来の住宅防音工事を行います。

※詳細な図面については、横田防衛施設事務所で確認できます。

は平成19年5月1日となります。

第一種区域解除区域 見直し後の第一種区域

り縮小される第二種区域内に所在する建物及び土地を所有する方で経過措置期間(平成19年4月30日まで)内に移転補償の申し出をされた場合は、従来の移転補償を行います。

昭和59年3月31日までに建設された住宅

移転補償今回の見直しにより縮小される第二種区域内に所在する建物及び土地を所有する方で経過措置期間(平成19年4月30日まで)内に移転補償の申し出をされた場合は、従来の移転補償を行います。

昭和54年8月31日に現在所在する建物及び宅地

新たな施策について今回の見直しにより縮小される第二種区域内に所在する建物及び土地を所有する方で経過措置期間(平成19年4月30日まで)内に移転補償の申し出をされた場合は、従来の移転補償を行います。

問合せ 東京防衛施設局事業

第一種区域等の見直しに併せて、当面、次の住宅については新たな施策として住宅防音工事の助成対象とすることとしています。

W以上の区域で、昭和59年4月1日から平成元年3月31日までの間に建設された住宅】住宅防音工事及び移転補償の申し込み手続きの詳細については、パンフレットでお知らせしたところです。また、説明会も開催する予定です。

問合せ 東京防衛施設局事業

在日米軍再編に 関する中間報告

市への対応

- ▼軍民共用化の具体的条件の検討
- 用調整機能向上、空自航空総隊司令部(府中)の移駐
- ▼横田空域、管制について

市は、国(東京防衛施設局)から在日米軍再編に関する中間報告を受けました。横田基地については次とのおり示されています。

1. 国からの具体的な情報を収集していくきます。その情報を市民、議会と共有して検討を行い、国に対して要望・要求をするなど、最終報告の結果は、つくし保育園までお問い合わせください。

新庁舎実施設計の進捗状況									
本年3月に作成した新庁舎の基本設計を基に、建物内の各部署の配置や市民利用の施設、2棟の間の丘の広場・建物周囲の緑化、外構計画など、より具体的で詳細な実施設計の作成を12月末完成に向け取り組んでいます。現時点での設計原案の図面をホームページと総務課管財係の窓口で公開します。									
今後の予定									
平成17年度 実施設計									
平成18年度 第1期建築工事(現利用者駐車場に第1棟(仮称)、西側敷地に機械室等を建築)									
第1期引越し(本庁舎、第二庁舎、第三庁舎組織)									
平成19年度 現庁舎解体第2期建築工事(現庁舎敷地に第2棟(仮称)を建築)									
平成20年度 第2期引越し(第四庁舎、教育委員会の一部)									
このような計画により、現在の庁舎を使用しながらの建替工事を予定しています。									
問合せ 総務課管財係									

10月の横田基地飛行回数										問合せ環境課環境係		
測定場所	熊川1571番地誘導灯付近		福生市役所屋上		飛行回数		前年同月比		飛行回数		前年同月比	
	飛行回数	前年同月比	飛行回数	前年同月比	飛行回数	前年同月比	飛行回数	前年同月比	飛行回数	前年同月比	飛行回数	前年同月比
飛行回数	816	-31	132	-21	600	1	821	1	1822	1	600	1
昼間(午前7時～午後7時)	644	-28	102	-19	388	1	1822	1	1822	1	388	1
夕刻(午後7時～午後10時)	161	8	30	0	82	1	1822	1	1822	1	82	1
夜間(午後10時～午前7時)	11	-11	0	-2	1	1	1822	1	1822	1	1	1
最高音圧レベル(デシベル)	117	2	101	14	1	1	1822	1	1822	1	1	1

12月の無料相談

※休日・祝日を除く
問合せ 秘書広報課市民相談係

《聴覚障害者の方へ》広報や市のお知らせなどの問い合わせは、FAX 552-5150(社会福祉課FAX)をご利用ください。

相談内容	期日	時間	場所	備考	相談内容	期日	時間	場所	備考
人権身の上相談 行政相談	7日(木)		商工会館2階会議室		少年相談	16日(金)	午前9時～午後5時	市役所1階	予約制、市民相談係へ。相談日以外は警視庁八王子少年センター☎0426-42-1677へ。
登記相談	1日(木)				高齢者職業相談	20日(火)	午後1時30分～4時30分	市民相談室	おおむね55歳以上の方が対象です。
相続・遺言等暮らしの手続き相談	13日(火)				介護保険相談	毎週火曜～金曜日	午前9時～午後4時	市役所1階 介護福祉課	
法律相談	9日(金) 14日(水) 21日(水) 28日(水)	午後1時30分～4時30分	市役所1階 市民相談室	予約制、先着6人(1人30分)※相談日の6日前から電話で市民相談係へ。	子ども相談	毎週火曜～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター	子どもと家庭の相談・児童虐待に係わること☎539-2555
交通事故相談	15日(木)			相談日以外は、東京都都民の声課☎03-5320-7733	消費者相談	毎週月曜～木曜日	午前10時～正午 午後1時～4時	第3庁舎2階相談室	
税務相談	22日(木)				心配ごと相談	毎週水曜日	午後1時～3時	福祉センター	社会福祉協議会☎552-2121
女性悩みごと相談	福生市 14日(水) 28日(水)	午前9時～午後0時50分	市役所1階 市民相談室	予約制で先着3人まで(1人50分以内)予約は、相談日の2週間前から電話で福生市市民相談係☎551-1511、羽村市市民相談係☎555-1111へ。	金融相談	1日(木)	午後1時30分～3時30分	商工会館1階研修室	商工会☎551-2927※対象は市内の小規模事業者
羽村市との 共同事業	羽村市 7日(木) 21日(木)	午後1時30分～4時20分	羽村市役所 東庁舎1階 福祉事務所内 相談室		そのほか・市政・市民相談・国民年金相談・母子・寡婦相談・育児相談・体力スポーツ相談(以上☎551-1511市役所代表)・心の相談・成年後見相談・福祉サービス苦情相談・権利擁護相談(以上☎552-2121福祉センター)・教育相談(直通☎551-7700)がありますのでお気軽にご相談ください。				